

オークション規約一部改定のご案内

会員の皆様におかれましては益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。皆様には、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度シーエーエーでは、CAAオークション規約の一部を改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

つきましては、下記の改定内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

シーエーエーでは、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

2020年1月1日改定（2020年1月7日火曜日開催分より適用）

＜オークション規約本文＞

【改定前】		【改定後】
第11条（入会登録）		第11条（入会登録）
⑤暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、およびその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）でないこと	変更	⑤暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリストおよびその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）でないこと
第12条（会員登録契約）		第12条（会員登録契約）
	追加	3 前項にかかわらず、CAAは、会員に対し1ヶ月前までに書面で予告することにより、任意に会員登録契約を中途解約することができるものとします。
第19条（会員の強制退会）		第19条（会員の強制退会）
	追加	⑳ 入会資格の要件を満たさなくなったとき ※以下、項番繰り下げ
第22条（会員の権利の制限）2項		第22条（会員の権利の制限）2項
⑤ CAAは、一般社団法人日本オートオークション協議会、業務委託先または提携先等から規約違反または債務不履行等に関する情報に基づき、該当会員との取引を制限できるものとします。	変更	⑤ 一般社団法人日本オートオークション協議会、業務委託先または提携先等から規約違反または債務不履行等に関する情報が提供されたとき
	追加	⑥ 第28条に違反し、またはそのおそれがあると認められる行為があり、その行為をCAAが悪質であると判断したとき
	追加	⑦ 第33条に違反し、またはそのおそれがあると認められる行為があり、その行為をCAAが悪質であると判断したとき
	追加	⑧ 前各号に定めるほか、本契約に違反し、またはそのおそれがあるとき ※以下、項番繰り下げ
第23条（禁止行為）		第23条（禁止行為）
	追加	⑧ 落札自動車等を大量破壊兵器または通常兵器の開発等に用いられるおそれがある相手先に輸出し、または不正輸出の疑いのある販売目的に使用するなど、輸出貿易管理令等の貿易に関する法令に違反する行為 ※以下、項番繰り下げ

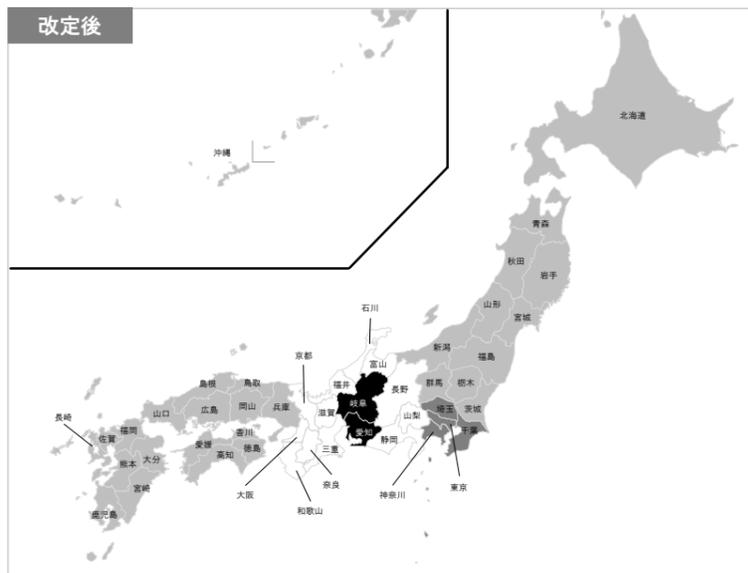
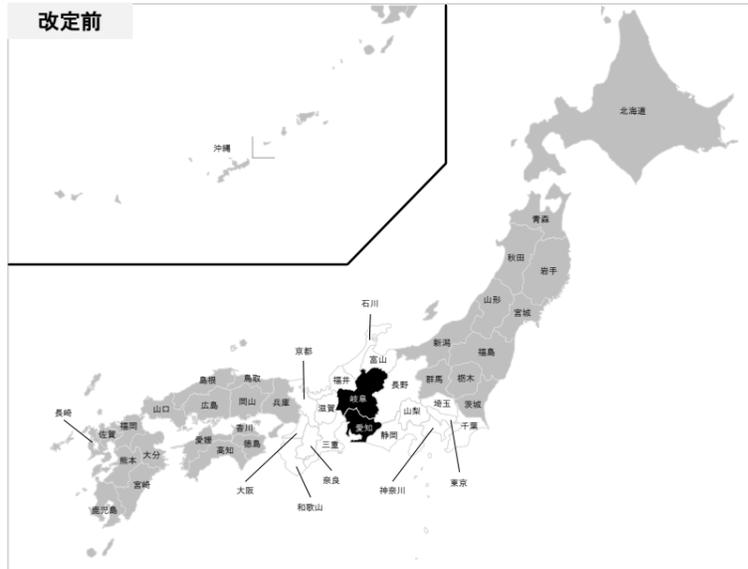
<各細則>

【改定前】		【改定後】
<p>クレーム細則 クレーム申立期限に関する細目事項</p> <p>・ 通常期限のクレーム申立期限は、落札日を含む5日目の午後6時までとします。ただし、遠方地域の会員は落札日含む6日目の午後6時までとします。</p>	変更	<p>クレーム細則 クレーム申立期限に関する細目事項</p> <p>・ 通常期限のクレーム申立期限は、落札日を含む5日目の午後5時30分までとします。ただし、遠方地域の会員は落札日含む6日目の午後5時30分までとします。</p>
<p>ワンプライス規約細則 クレーム期限（通常クレーム）</p> <p>・ ワンプライス落札日を含む5日以内（18時まで）</p>	変更	<p>ワンプライス規約細則 クレーム期限（通常クレーム）</p> <p>・ ワンプライス落札日を含む5日以内（17時30分まで）</p>
<p>書類細則 11. 自動車税相当額 等</p> <p>◎軽自動車は、名義変更保証金として落札店より1万5千円をCAAが預かり、名義変更完了後に精算する。（名義変更日が年度をまたいだ場合は、自動車税相当額として扱う場合あり）</p>	変更	<p>書類細則 11. 自動車税相当額 等</p> <p>◎軽自動車は、名義変更保証金として落札店より1万5千円をCAAが預かり、名義変更完了後に精算する。（名義変更日が年度をまたいだ場合は、自動車税相当額を差し引きます）</p>
<p>書類細則 17. 名義変更ペナルティ（軽自動車）</p> <p>◎名義変更コピーの提出が、名義変更期限（名義変更遅延の場合は、名義変更完了日）から7日以上遅延した場合</p>	変更	<p>書類細則 17. 名義変更ペナルティ（軽自動車）</p> <p>◎名義変更コピーの提出が、名義変更期限（名義変更遅延の場合は、名義変更完了日）の翌日から7日以上遅延した場合</p>
<p>書類細則 欄外注釈</p> <p>（注）各期限の最終日が、CAA休業日と重なる場合は翌営業日までとします。</p>	変更	<p>書類細則 欄外注釈</p> <p>（注）各提出期限の最終日が、CAA休業日と重なる場合は翌営業日までとします。</p>
<p>現状車出品細則 第7条（クレーム規定）</p> <p>現状車は、原則としてクレーム対象外とします。ただし、代金減額請求及び売買契約の解除が相当であるとCAAが認めた場合に限り、CAAオークション規約を適用します。</p>	変更	<p>現状車出品細則 第7条（クレーム規定）</p> <p>現状車は、現状車であるという性質上、検査を実施しないこと等から、原則としてクレーム対象外とします。落札店は、原則としてクレーム対象外の現状車であることを理解し、それに伴う一切の損害、損失および不利益を自ら負担することを承諾した上で落札に応じるものとします。ただし、代金減額請求及び売買契約の解除が相当であるとCAAが認めた場合に限り、CAAオークション規約を適用します。</p>

オークション規約一部改定のご案内

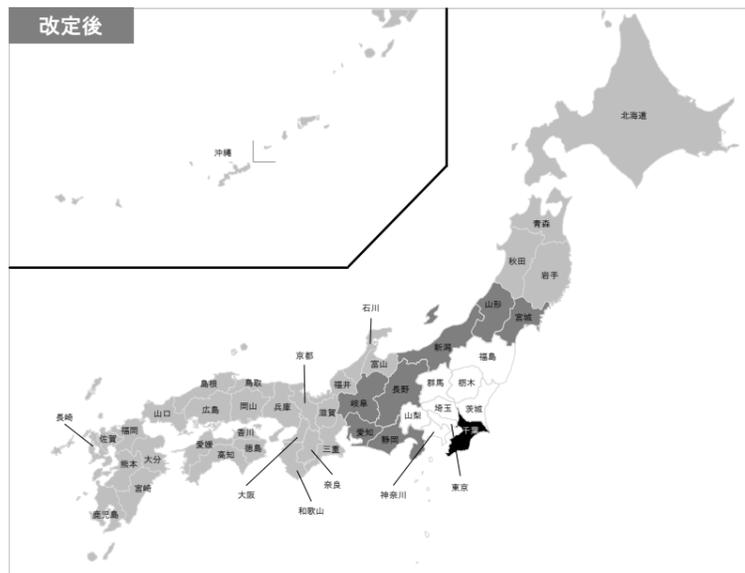
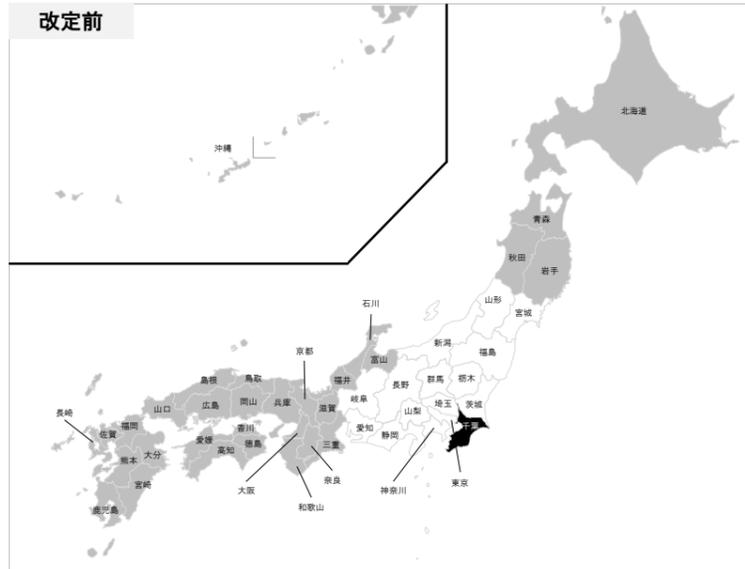
クレーム申立期限における「遠方地域」の改定

中部・岐阜会場の遠方地域



東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県
を遠方地域に改定

東京会場の遠方地域



宮城県・山形県・新潟県・長野県
静岡県・岐阜県・愛知県
を遠方地域に改定

東北会場の遠方地域



凡例

- = 自会場所在地
- = 追加した遠方地域
- = 通常期限
- = 遠方地域